

大阪医科薬科大学 知的財産取扱規程

(令和2年5月14日施行)

(目的)

第1条 この規程は、大阪医科薬科大学（以下、「本学」という。）の職員等の発明に係る知的財産権の取扱いに関し必要な事項を定め、もって本学における学術研究の振興とその成果の社会的活用を図るものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「発明」とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 特許権の対象となる発明
 - イ 実用新案権の対象となる考案
 - ウ 意匠権、商標権、回路配置利用権又はプログラム等の著作権の対象となる創作
 - エ 品種登録の対象となる育成
 - オ ノウハウを対象とする案出
- (2) 「職員等」とは、次に掲げる者をいう。
 - ア 本学の役員及び職員
 - イ 本学の役員又は職員以外の者であって、その雇用に当たり、この規程に従う旨の契約をした者
 - ウ 本学の設備を利用する学外者で、この規程に従う旨の契約をした者
 - エ 本学の学生又はポストドクターであって、職員の指導の下に研究を行っている者
- (3) 「発明者」とは、発明をした職員等をいう。
- (4) 「職務発明」とは、本学が費用その他の支援をして行う研究等又は本学が管理する施設設備を利用して行う研究等に基づき、職員等が行った発明をいう。
- (5) 「特許権等」とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 我が国における特許を受ける権利又は特許権及び外国におけるこれらの権利に相当するもの
 - イ 我が国における実用新案登録を受ける権利又は実用新案権及び外国におけるこれらの権利に相当するもの
 - ウ 我が国における意匠登録を受ける権利又は意匠権及び外国におけるこれらの権利に相当するもの
 - エ 我が国における商標登録出願により生じた権利又は商標権及び外国におけるこれらの権利に相当するもの
- (6) 「回路配置利用権」とは、半導体集積回路の回路配置利用権の設定の登録を受ける権利又は回路配置利用権及び外国におけるこれらの権利に相当するものをいう。

- (7) 「プログラム等の著作権」とは、著作権法第2条第1項第10号の2のプログラム著作物及び同号の3のデータベースの著作物に係る著作権法第21条から第28条までに規定する著作権並びに外国におけるこれらの権利に相当するものをいう。
- (8) 「育成者権」とは、植物新品種の品種登録を受ける権利又は育成者権及び外国におけるこれらの権利に相当するものをいう。
- (9) 「ノウハウ」とは、第5号から前号までに規定する権利の対象の有無にかかわらず、技術的情報であって、秘匿することが可能な財産的価値があるものをいう。
- (10) 「ノウハウ使用权」とは、ノウハウを使用する権利をいう。
- (11) 「知的財産権」とは、特許権等、回路配置利用権、プログラム等の著作権、育成者権及びノウハウ使用权をいう。

(権利の帰属)

第3条 職務発明に係る知的財産権は、本学が承継すると決定したときは法人に帰属する。また、本学が承継しないと決定した知的財産権は、当該発明者に帰属する。

(発明の届出)

第4条 職員等が、職務上、発明を行ったときは、所定の様式により発明者が、速やかに学長を通じて理事長に届け出なければならない。

(知的財産管理委員会)

第5条 発明に関する事項を審議するため、知的財産管理委員会（以下、「知財委員会」という。）を置く。

- 2 学長は、前条に規定する届出があったときは、必要に応じて、知財委員会を開催し、審査結果を理事長に報告する。
- 3 理事長は、当該発明について知的財産権を受ける権利を法人が承継するか否かの決定を行うものとする。
- 4 知財委員会の組織及び運用に関する事項は、学長が別に定める。

(本学への譲渡)

第6条 理事長は、職員等が職務発明に該当しない発明についての知的財産権を法人に譲渡する旨の届出があったときは、前条に準じて可否を決定する。

- 2 前項において、理事長が承継する旨を決定した発明について、法人は速やかに承継する。

(出願と管理)

第7条 理事長は、第5条の規定により知的財産権を承継した職務発明又は前条により承継した発明について、速やかに出願手続等を行い適切な管理を行うものとする。

- 2 前項の出願手続等は、知財委員会の審議に基づいて行う。
- 3 本学が第5条の規定により知的財産権を承継した職務発明又は前条により譲渡された発明が第三者との共有の場合、本学は、当該第三者との共同出願契約を締結する。

- 4 発明者は、本学から出願手続及び第三者からの無効審判等への対応について協力を要請されたときは、これに応じなければならない。
- 5 法人が出願手続を行う場合に要する費用及びその権利維持管理に要する費用は、原則として法人が負担する。
- 6 発明者は、特許権等及び育成者権を外国で取得することを希望するときは、発明の届出の際にその旨を記載するものとし、外国出願の要否及び具体的事項は、知財委員会において審議する。

(知的財産権の活用義務)

第8条 法人は、自ら所有する知的財産権が社会において活用されるように最善の努力をしなければならない。

- 2 発明者は、法人が行う前項の活動に協力しなければならない。
- 3 職員等は、法人が所有する知的財産権の活用について、法人から協力要請があれば、最大限の協力をするものとする。

(第三者への実施権等の許諾・譲渡)

第9条 法人が所有する知的財産権の第三者への実施権等の許諾については、産学官連携推進室長の意見を聴いて、理事長が決定する。

- 2 法人が所有する知的財産権の第三者への譲渡については、知財委員会の議に基づき、理事長が決定する。
- 3 前2項に定めるもののほか、法人が所有する知的財産権の実施権等の許諾及び譲渡に関し必要な事項については、別に定める。

(発明者の実施に対する特例)

第10条 理事長は、発明者が退職し、又は兼業により起業し、自らの発明を活用して成果の普及を推進するときは、当該発明についての知的財産権に関して、特別な配慮を講じることができる。

(発明者等の出願)

第11条 発明者は、第5条の規定に基づき理事長が職務発明でないと認定し、又は知的財産権を受ける権利を承継しないと決定した後でなければ出願を行ってはならない。ただし、緊急に出願を行う必要があると学長が判断した場合は、この限りではない。

(決定等の通知)

第12条 理事長は、第5条又は第6条の規定による認定又は決定を行ったときは、その旨を速やかに発明者に通知するものとする。

(譲渡の義務)

第13条 理事長が、第5条又は第6条の規定により知的財産権を本学に承継することを決定したときは、発明者は当該知的財産権を法人に譲渡するための手続きを行わなければならない。

2 前項の場合において、発明者がすでに出願の手続きを終えているときは、当該発明者に対して当該出願に要した費用を法人が負担するものとする。

(補償金)

第14条 法人は出願した発明の発明者に対し、次に掲げる各号の支払基準及び金額に基づき、発明者に対して補償金を支払う。

- (1) 法人が発明者より知的財産権を受ける権利を承継したときは、1件につき1万円を支払う。
- (2) 承継した知的財産権を受ける権利により知的財産権を付与されたときは、1件につき3万円を支払う。
- (3) 知的財産権の運用又は譲渡等により収入を得たときは、発明者に対し収入から出願費用等の必要経費及び間接経費15%を差引いた額の2分の1を補償金として支払う。
- (4) 発明者が2人以上ある場合に、対価の受取りを辞退する発明者があるときは、当該対価は大学に帰属するものとし、他の発明者が受取る対価は前号のとおりとする。
- (5) 発明者又は企業等から、対価の支払以外の条件等による発明の譲渡の申出があった場合、学長は知財委員会の議を経て当該発明を譲渡することができる。なお、その条件等については、契約書等により定めるものとする。

(共同発明者に対する補償金)

第15条 前条の補償金を受ける権利を有する発明者が2人以上あるときは、前条により算出された補償金を案分した額を支払う。

2 学外研究機関等との共同発明の場合は、法人と学外研究機関等との持分割合に応じ、発明者に対して補償金を支払う。

(発明者が退職又は死亡したときの補償金の支払い)

第16条 補償金を受ける権利は、発明者が転職し、又は退職した後も存続する。

2 発明者が退職あるいは卒業した後であっても、その者の発明が在職又は在学中の職務発明に係わる場合には、この規程により取扱うものとする。

3 職員が、退職した後に本学在職中の研究等に基づいて発明を完成したときは、本学と当該職員又は当該職員の所属機関との協議により、当該発明に係わる知的財産権の帰属を決定するものとする。

4 第1項に規定した発明者の補償金を受ける権利は、相続人に限るものとする。

5 法人は、前項による補償金を受ける権利の承継者又は退職者等からの請求に基づき、第14条に規定する補償金を支払うことができる。

(異議申立)

第17条 発明者は、第5条又は第6条の規定による理事長の認定又は決定に対して異議あるときは、第12条の通知を受けた日から起算して2週間以内に理事長に書面をもって異議申立をすることができる。

2 理事長は、前項による異議申立を受けたときは、知財委員会の議を経て、異議申立を受けた日から起算して1か月以内にその結果を通知しなければならない。

(権限の委任)

第18条 理事長は知的財産の取扱いに関する権限のすべて又は一部を学長に委任できる。

(秘密の保持)

第19条 発明者、知財委員会委員その他当該発明に関係のある者は、発明の内容等の事項について出願するまでの間、その秘密を守らなければならない。

(事務)

第20条 発明に関する事務は、研究推進課において行う。

(その他)

第21条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(改廃)

第22条 この規程の改廃は、知財委員会の議を経て、理事長が行う。

附 則

1 この規程は、令和2年5月14日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、平成15年1月21日施行の大阪医科大学職務発明取扱規則及び平成15年10月1日施行の学校法人大阪医科大学職務発明取扱規程実施細則は、廃止する。

附 則

この改正は、令和3年8月4日から施行する。